

プロジェクト 料金規制会計

IASB 公開草案「規制資産及び規制負債」へのコメントの検討

項目 (範囲及び測定追加、並びに会計処理及び表示の修正)

本資料の目的

1. 第 3 回料金規制会計専門委員会（2021 年 5 月 24 日開催）及び第 458 回企業会計基準委員会（2021 年 5 月 31 日開催）では、国際会計基準審議会（IASB）が 2021 年 1 月 28 日に公表した公開草案「規制資産及び規制負債」（コメント期限：7 月 30 日）（以下「本 ED」という。）が提案している会計モデルについて、これまでに当専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれたご意見を踏まえ、ASBJ 事務局の基本的考え方（コメント・レターにおける総論を構成する）（以下「前回提案」という。）をお示しした。
2. 本資料は、専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見、並びに事務局で追加検討した点を踏まえ、前回提案に含めていなかった範囲及び測定に関するコメント案を追加し、これらの追加案に伴い会計処理のコメント案を修正することについて、ご意見を伺うことを目的としている。

範囲**（前回提案）**

3. 前回提案は、範囲については記載していない。また、経済的便益の流入又は流出の蓋然性（結果の不確実性）については、規制資産及び規制負債の認識要件として、IAS 第 37 号「引当金、偶発負債及び偶発資産」と同様の結果の不確実性に関する蓋然性の閾値を追加することを提案していた。

（専門委員会及び委員会で聞かれた意見）

4. 第 1 回料金規制会計専門委員会（2021 年 3 月 26 日開催）、第 455 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 13 日開催）、第 2 回料金規制会計専門委員会（2021 年 4 月 19 日開催）、第 456 回企業会計基準委員会（2021 年 4 月 30 日開催）では、範囲について次の意見が聞かれていた（これらの会では、レター案の提示は行っていない）。
 - (1) 本 ED の規制資産・規制負債の存在に関する 3 つの要件だけで判断しようとすると、対象範囲に含まれるか否かが不明確な取引が生じてしまうのではないか。
 - (2) 企業は料金を自分で決められず、料金は規制によって決定されている状況では、本 ED が提案するような規制資産及び規制負債を認識する基準書は必要であり、

適用は可能であると考えている。ただし、これは規制の裏付けがあることが要件なので、この規制の裏付けについて本 ED ではより明示的に言及すべきである。また、数量についても、本 ED の提案が成り立つのは、ある程度大きい顧客ベースがあり、構成する顧客の変動幅が少ないことが要件となるため、そのような追加的な要件を基本的な考え方の中に入れる必要があると考える。

- (3) 規制によって単価が上げられることが確実で、将来において IFRS 第 15 号「顧客との契約から生じる収益」に基づく収益が確実に認識されるということであるならば、本 ED の提案する会計基準も、それが収益の前倒しなのか費用の繰延べなのかは別として、考え方の一つとしてはあり得るのではないか。
 - (4) 規制がなくても、その企業に競争力があることによって、実質的に強制可能な価格を設定できる企業は存在する。そのような企業に対して、現行の IFRS 基準では資産計上を認めていないにもかかわらず、規制がある場合にのみ資産計上を認めることを正当化する理屈はあるのか。
 - (5) 電力・ガスは、本当に範囲に含まれるのかどうか、また、電力・ガス以外にも範囲に含まれる業種が存在するのか否かが議論のポイントになってくると考える。
5. また、前回提案に対して、第 3 回料金規制会計専門委員会及び第 458 回企業会計基準委員会では次の意見が聞かれた。
- (1) 会計基準のグローバルなコンバージェンスの観点からも、規制上の合意の定義が不明確なままでは、グローバルでの会計基準の運用が曖昧になるおそれがある。そのため、規制上の範囲が不明確であることは、コメント・レターの総論において明確に主張すべきであると考ええる。
 - (2) 規制上の合意において規制料金を増額する権利と減額する義務が対称的に設計されている場合にまで、会計基準で当該権利及び義務に対し非対称的な取扱いを要求することには疑問がある。
 - (3) 事務局が規制資産の認識にあたって提案する *virtually certain* は非常に高い閾値であり、規制資産がほとんど認識されず、規制負債のみが認識されることが懸念される。
 - (4) 事務局の提案は、現在の米国基準に近いものであるとしながら、IFRS 基準の認識の閾値の使用を提案しており、根拠が不明確であると考えられる。
 - (5) 料金規制の対象となる業界及び業種の多くはインフラ関連であることが想定され、将来における財又はサービスの提供を相当程度コントロールできると考

えた場合には、規制資産及び規制負債は、企業自らがその発生をコントロールできない偶発資産及び偶発負債とは異なる性質を有しているとも考えられる。ASBJ 事務局の提案は、偶発資産及び偶発負債との類似性から、規制資産及び規制負債の認識の閾値を検討するアプローチを採っているが、その検討の前段階として、将来の財又はサービスの提供に対するコントロールを有する観点から考える方法もあり得るように考えられる。

(事務局において追加検討した点)

6. 蓋然性について、前回提案では認識の要件としていたが、専門委員会及び企業会計基準委員会においては、事務局が提案した規制資産及び規制負債の認識の閾値について様々な意見が聞かれた。このように様々な意見が聞かれた理由として、事務局提案が、どういった規制について議論しているかについて必ずしも明確ではなかったことが考えられる。
7. 蓋然性を認識の問題として扱う場合、潜在的にさまざまな種類の料金規制が本 ED において提案する会計基準の範囲に含まれたうで、それぞれの料金規制について規制資産又は規制負債を認識するか否かの判断を行うことになる。これに対し、料金規制の特徴を定めたとうで、蓋然性についても範囲の問題として扱い、範囲に含まれる料金規制に対して要求する会計処理を記述する方が、会計基準が読みやすくなると考えられる。そこで本資料における事務局提案では、蓋然性は範囲の問題として扱うように、前回提案から方針を変更している。

(本資料における事務局提案)

対象となる取引の特徴について

8. 専門委員会及び企業会計基準委員会でも聞かれたように、本 ED の範囲は必ずしも明確ではない。そこで、以下の点を明確化することを提案することが考えられる。
 - (1) まず、本 ED が想定する料金規制に関して、顧客及び取引の特徴を明記することによって、IFRS 第 15 号における「顧客との契約」との違いを明確にすることを提案する。我々は、本 ED の対象となる取引には、IFRS 第 15 号における顧客との契約においては存在しない次の特徴があると考えている。
 - ① 一定の地域に居住する等によって識別される顧客の集団が存在する。顧客の集団を構成する個々の顧客は、期間によって異なり得る。
 - ② 顧客の集団に対して均一の財・サービスが継続的に提供され、均一の規制料金体系が適用される。規制料金体系は規制上の合意に基づいて決定され、期間によって異なり得る。

③ ある期間の顧客の集団に対して発生した料金の過不足は、別の期間の顧客の集団に対して適用する料金によって調整されるように、期間ごとに均一の規制料金体系が設定され、この規制料金体系が顧客に強制される。

(2) 次に、本 ED の提案では、規制上の合意の一方の当事者は企業とされているが、他方の当事者が規定されていないため、これを明確にすることを提案する。具体的には、規制上の合意の他方の当事者は規制機関であるか、又は、他方の当事者が存在しない場合には、規制上の合意は法令等に基づく企業に対する命令であると明記することを提案する。

蓋然性について

9. 経済的便益の流入又は流出の蓋然性が高いもののみが認識されることになるよう、規制対象の財又はサービスについて、規制資産の回収及び規制負債の履行が見込まれるほどに十分な需要が存在する（十分な需要が存在するかどうかの判断には、将来、価格を調整したことによる需要への影響も考慮する）という要件を追加することを提案することが考えられる。

10. 前項の提案は、会計基準の範囲に含まれる料金規制を限定することになる。この点、IASB が 2014 年に公表したディスカッション・ペーパー「料金規制の財務上の影響の報告」も、会計基準の範囲に含まれる料金規制を限定することを提案したものの、次の理由から関係者の支持が得られなかったと理解している。

(1) 範囲が狭すぎるために実在する料金規制の多くが対象外となる。

(2) 範囲の境界近くにある、類似の料金規制の会計処理が、範囲に含まれるか否かにより著しく異なる可能性がある。

11. 前項についての事務局の評価は以下のとおりである。

(1) 規制資産及び規制負債については、それをあたかも金融商品であるかのように、資産（負債）を認識することとした上で蓋然性を測定に織り込むのではなく、蓋然性が十分に高い場合にのみ、認識すべきであると考え。会計上、認識する料金規制は、資産又は負債の定義及び認識規準を満たすものに限定すべきである。

(2) 本 ED は、これまで規制資産及び規制負債を認識してきた法域と、認識してこなかった法域に対して一律に会計処理を求めることを提案している。後者の法域に属する企業も納得できる会計処理を考えた場合、蓋然性が低いものまで認識することとするには困難が予想される。

(3) 資産又は負債の定義及び認識規準を満たすものとそうでないものを判断した結果、範囲に含まれるものと含まれないものとの会計処理が著しく異なることは、致し方ないものと考えられる。このような境界を設けない方法として、一律に認識することとしたうえで確率による加重平均により測定することが考えられるが、蓋然性が低い場合には有用な情報にならないと考えられる。

12. これらを踏まえた具体的なコメント案は、資料(3)にお示ししている。なお、コメント案につき、詳細部分は、総論には記載せず、各質問に対する回答にのみ記載している。

ディスカッション・ポイント 1

事務局の修正提案について、ご質問及びご意見をお伺いしたい。

会計処理及び表示

(前回提案)

13. 前回は、我々が考えるあるべき会計処理として、次の提案を行った。

- (1) 規制資産及び規制負債は、それぞれ資産及び負債の定義を満たし得る。
- (2) 資産及び負債の定義を満たすのみでは認識するには不十分であるため、権利及び義務について、それぞれ IAS 第 37 号における偶発資産及び偶発負債の結果の不確実性に関する蓋然性の閾値を認識要件として追加する。
- (3) 規制資産は、実際に発生した原価に起因するものであるため、規制資産の変動は原価の調整とすべきである。
- (4) 規制負債は、実際に発生した売上に起因するものであるため、規制負債の変動は売上の調整とすべきである。
- (5) 収益を調整する場合、将来の利益を先取りする会計処理となることが適切でない。

測定については提案を行っていない。

(専門委員会及び企業会計基準委員会で聞かれた意見)

14. 第 1 回料金規制会計専門委員会、第 455 回企業会計基準委員会、第 2 回料金規制会

計専門委員会、第 456 回企業会計基準委員会では、本 ED の会計処理について次の意見が聞かれていた（これらの会では、レター案の提示は行っていない）。

- (1) 本 ED の提案は、不確実性が解消するまでその収益を認識しないとする従来の会計の基本的な考え方から逸脱していると考えられる。
- (2) 本 ED の提案は、原価が発生していないにもかかわらず収益及び関連する資産を認識することとなり、収益及び資産の過大計上という議論につながる。
- (3) 本 ED の提案は、利益が必要以上に先取りされるリスクがあり、結果的に利用者にとって有用性に欠けることになると考えられる。

15. 前回提案に対して、第 3 回料金規制会計専門委員会及び第 458 回企業会計基準委員会では、範囲で記載した閾値に関する意見に加え、次の意見が聞かれた。

- (1) 事務局が提案する一過性の原価を資産認識するモデルにより、企業の本来の実力値を計上できると考える。
- (2) 本 ED は将来の回収可能性の観点から論じているのに対して、事務局提案は原価の繰延べを論じていて議論が噛み合っていないのではないかと。
- (3) 原価繰延べは、IASB の概念フレームワーク及び最近の IFRS 基準書と不整合なのではないかと。
- (4) 原価を調整するモデルを提案する分析が不足しているのではないかと。
- (5) コメント案の文言として、原価繰延べを積極的に肯定しすぎているのではないかと。
- (6) 原価を調整するモデルを提案する分析として、IFRS 第 15 号における履行義務の充足の考え方との不整合との関連で説明すればよいのではないかと。
- (7) 現行の IFRS 基準においては、費用と収益の認識時点は非対称である。資産及び負債の評価替えを提案する本 ED のモデルは、ストックの評価に偏っていると思われる。
- (8) 利益の先取りの議論は、利益が出ないよう規制料金が決定される場合には関連がないのではないかと。
- (9) 権利と義務について、それぞれ原価調整か収益調整かを検討しているが、この規準ですべての料金規制に対して適用可能かと。
- (10) 我が国においては、燃料費調整については、決算説明での情報開示が

行われている。料金規制対象活動について、財務諸表で取り扱うのか財務諸表外で取り扱うかについては、意見が分かれるところである。

(事務局において追加検討した点)

16. 本資料第6項及び第7項に説明のとおり、蓋然性については、範囲の明確化により担保することを提案している。したがって、前回提案から方針を変更し、本資料第13項における(1)及び(2)の提案は、会計処理の提案には含めないこととする。
17. 定義及び認識規準を満たす資産については、原価の繰延べを強調するのではなく、発生した売上原価について将来の規制料金の増額により経済的便益の流入が見込まれる金額として測定することを提案することが考えられる。この提案の根拠として、IFRS第15号における履行義務の充足との不整合の観点からの説明を追加する。また、測定については、本EDが補足することを目的としているIFRS第15号の他、IAS第37号を参照することとする。
18. 定義及び認識規準を満たす負債については、規制資産と同様に、IFRS第15号及びIAS第37号の測定を参照することが考えられる。
19. 規制資産(規制負債)の変動に関する表示については、その要因に応じて、それぞれ、売上原価(売上)の調整とする提案を維持する。ただし、規制資産(規制負債)は、発生した売上原価を繰り延べる(売上を認識しない)ということではなく、規制上の合意に基づいて、将来に流入又は流出する経済的便益の予測額を補足情報として提供するものであるため、売上原価(売上)を直接、加減算するのではなく、独立の科目として表示したうえで間接的に加減算することが考えられる。

(本資料における事務局提案)

20. 範囲に関する議論において説明したとおり、本資料では、資産及び負債の定義及び認識規準を満たすもののみを範囲に含めることを提案している。したがって、会計処理及び表示については、前回提案のように「権利」と「義務」に対するものではなく、「資産」及び「負債」に関して、それぞれの性質を分析し、測定及び表示についてコメントを行う形に変更している。

資産について

21. 規制料金(単価)を増額する権利から生じる規制資産は、規制上の合意に基づいて、IFRS第15号に従って認識される将来の売上(revenue)を増額する権利から生じるものである説明を追加する。
22. 当該資産は、通常、売上が想定よりも少なかった又は売上原価が想定よりも多かつ

た（若しくはその両方）場合に認識されるものである。ここで、実際に発生した売上原価の超過に起因して生じるものであり、まだ発生していない売上からは生じないとする分析を記載する（前回提案から変更なし）。

23. 規制料金を増額する権利は、すでに提供した財又はサービスに起因して規制上の合意に基づき生じるものではあるが、すでに提供した財又はサービスの対価を構成しているわけではなく、売上は発生していない。つまり、この権利は、すでに提供した財又はサービスの売上原価の超過をトリガーとして生じるものであるという説明を追加し、IFRS 第 15 号における履行義務の充足との違いを明確にし、収益を認識することを否定する。
24. 将来の規制料金を増額する権利の測定については、原価の繰延べではなく、発生した原価について将来回収できる金額を測定するものであるため、本 ED が補足することを目的としている IFRS 第 15 号の他、IAS 第 37 号における測定を参照し、発生した売上原価の超過額のうち、将来の規制料金の増額により経済的便益の流入が見込まれる金額について、最善の見積りを行うことを提案する。また、資産の回収が長期にわたる場合には、貨幣の時間価値を調整する必要があると考えられる点、ただし、回収までの期間が 1 年以内の場合には、IFRS 第 15 号と同様に割引を行わないことを選択できる便法を提供することを提案する。
25. 表示については、我々の提案に基づき規制資産を認識する場合、その変動は、売上原価の超過に起因するものであるため、本 ED が提案するように収益の調整としてではなく、売上原価の調整として会計処理すべきであると考えられるものとする（前回提案から変更なし）。
26. 売上原価を加減算する理由として、内容は前回提案から変更はしないが、次のとおり、IFRS 第 15 号との対比を行った説明を追加する。

本 ED は、規制資産及び規制負債の変動について、規制収益又は規制費用として IFRS 第 15 号に基づく売上を加減算することを提案しており、その根拠として、規制資産及び規制負債が、企業が将来の期間に IFRS 第 15 号を適用して認識する収益の金額に影響を与えることを挙げているが（本 ED BC31 項(h)）、規制料金を増額する権利より生じる資産の変動は、当期の売上に関連するものではなく、売上を加減算すべきではなく、売上原価を加減算すべきであると考え

27. ただし、規制資産の変動が、原価の繰延べではなく、他の IFRS 基準書に従って認識された費用について、規制上の合意の枠組みに基づいて将来流入する便益の予想額を補足情報として認識するものであるとするため、売上原価を直接、加減算する

のではなく、独立の科目として表示したうえで間接的に売上原価を加減算することを提案する。

負債について

28. 規制料金（単価）を減額する義務から生じる規制負債は、規制上の合意に基づき、IFRS 第 15 号に従って認識された収益の一部を返金する義務から生じるものである説明を追加する。
29. 当該負債は、通常、売上が想定よりも多かった又は売上原価が想定よりも少なかった（若しくはその両方）場合に認識されるものである。ここで、顧客との契約から実際に発生した売上の超過に起因して生じるものであり、まだ発生していないコストからは生じないとする分析を記載する（前回提案から変更なし）。
30. 規制料金を減額する義務が、顧客との契約から生じた収益の一部を将来において返金する義務であるという説明により収益を調整することが適切であることを説明する。
31. 将来の規制料金を減額する義務の測定については、本 ED が補足することを目的としている IFRS 第 15 号の他、IAS 第 37 号における測定を参照し、発生した売上のうち、将来の規制料金の減額により経済的便益の流出が見込まれる金額について、最善の見積りを行うことを提案する。また、負債の履行が長期にわたる場合には、現在の市場の評価を反映した割引率を用いて、貨幣の時間価値を調整する必要があると考えられる点、ただし、履行までの期間が 1 年以内の場合には、IFRS 第 15 号と同様に割引を行わないことを選択できる便法を提供することを提案する。
32. 表示については、我々の提案に基づき規制負債を認識する場合、その変動は、売上の超過に起因するものであるため、本 ED が提案するように売上の調整として会計処理すべきであると考え（前回提案から変更なし）。
33. ただし、当該負債の変動は、IFRS 第 15 号に従って認識された収益について、規制上の合意に基づいて将来流出する便益の予想額を補足情報として認識するものであるため、発生している売上を直接、加減算するのではなく、独立の科目として表示したうえで間接的に売上を加減算することを提案する。
34. これらを踏まえた具体的なコメント案は、資料(3)にお示ししている。なお、コメント案につき、詳細部分は、総論には記載せず、各質問に対する回答にのみ記載している。

ディスカッション・ポイント 2

事務局の修正提案について、ご質問及びご意見をお伺いしたい。

以 上